

## 第7章 計画の推進方法

本計画を確実に実施し目標を達成していくためには、計画の策定（Plan）と実施（Do）はもとより、目標を達成するため、定期的な確認（Check）に加え、見直しや改善（Action）を繰り返す必要があります。また、これらを本市、市民、事業者の三者が、それぞれの役割を果たす中で目標の達成を目指します。

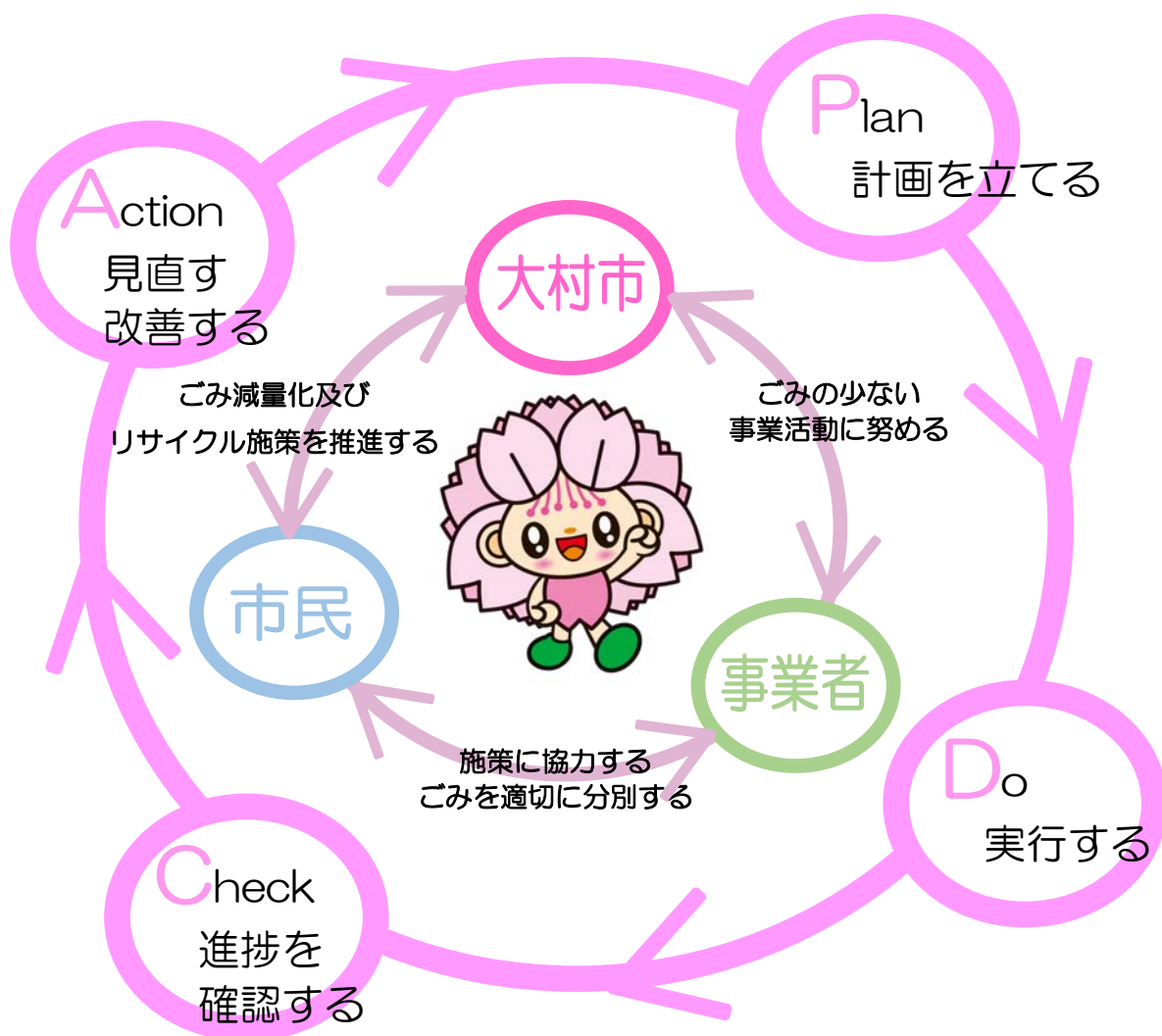


図 7-1 計画の推進方法（イメージ）

また、計画の推進には、本市、市民及び事業者をはじめ、各主体の協力関係が欠かせません。次頁に示す実施体制で計画を推進します。

国土交通省（長崎河川国道事務所）

- ・良好な水環境の創出と維持
- 大村警察署、大村消防署
- ・不法投棄及び不適正処理への対策

大村市清掃審議会

大村市廃棄物対策協議会

- ・4Rに資する施策の検討と推進

協力  
依頼



助言  
協力



協力  
依頼



助言  
協力

大村市

- ・ごみの減量化及びリサイクル施策を推進する
- ・市民や事業者のごみ減量化に対する意識の向上を目的とした啓発活動を実施する
- ・事業者に対し、適切にごみの排出を指導し、廃棄物を減らす事業活動を呼びかける
- ・ごみ処理手数料の改定により、ごみ発生抑制を促進する
- ・ごみステーション化により効率的な収集運搬体制を構築する
- ・環境センターの効率的な運営及び新設に向けた検討を行う
- ・焼却灰のリサイクルなどにより、リサイクル率の向上を図る
- ・合併処理浄化槽の設置を進め、良好な水環境の保全に努める



依頼  
協力



依頼  
協力



協議

協力

市民



- ・大村市の施策に協力する
- ・ものを大切にす、不要なものはなるべく買わないライフスタイルを実践する
- ・排出されるごみから、紙類及びプラスチック類を適切に分別する
- ・生ごみの水切りや堆肥化を実践する
- ・食べ残しの防止やエコクッキングを実践する

事業者

- ・大村市の施策に協力する
- ・多量に排出しない事業活動に努める
- ・分別区分及び搬入方法を遵守する
- ・排出されるごみから、紙類及びプラスチック類を適切に分別する
- ・過剰包装やレジ袋を削減する
- ・なるべく再生品を利用する

図 7-2 計画推進の実施体制

大村市一般廃棄物処理ビジョン（案）

	短期計画期間					中期計画期間					長期計画期間				
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
ごみ減量化等全体計画	<p><b>基本理念: みんなで育てる資源循環の花</b>  <b>基本方針: ①4Rの推進、②長崎県内で家庭系ごみが最も少ない市、③資源の循環と有効利用による持続可能な社会への貢献</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>家庭系ごみ:本市 ⇄ 市民</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 紙類及びプラスチック類の分別の推進</li> <li>○ 生ごみ水切りの推進</li> <li>○ バイオマスの利活用</li> <li>○ 集団回収の支援</li> <li>○ ごみ処理手数料改定</li> <li>○ エコクッキングの推進</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>事業系ごみ:本市 ⇄ 事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燃やせるごみ中の資源物の分別(紙及び生ごみ類)</li> <li>○ 不適正搬入の監視及び指導 ○ 多量排出事業者への指導</li> <li>○ ごみ処理手数料改定</li> <li>○ 食べ残し防止の声かけによる食品ロスの低減</li> <li>○ 廃棄物を減らす事業活動の呼びかけ</li> <li>○ 公共事業などにおけるごみ発生抑制と再生利用の促進</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>普及啓発活動:本市 ⇄ 市民 ⇄ 事業者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみの分別方法等の説明会開催</li> <li>○ ごみの分け方・出し方の周知 ○ マイバッグ運動の推進</li> <li>○ 環境センターの施設見学を通じた環境学習の実施</li> <li>○ もったいない抽選会の開催 ○ 小型家電リサイクル</li> <li>○ 廃食油のリサイクル ○ 不適正処理及び不法投棄対策</li> <li>○ 水銀使用農産物の分別の推進</li> </ul> </div> </div>														
収集・運搬計画	<p>事業系ごみ収集車両の許可基準の見直し</p> <p>ごみステーション化事業</p> <p>効率的な収集・運搬を相互補完</p> <p>ふれあい収集事業</p>					<p>分別・収集運搬体制の見直し</p> 									
中間処理計画	<p>◎ 焼却処理施設及びリサイクル施設</p> <p>環境センターの新設準備</p> <p>現施設</p> <p>新施設</p> <p>新環境センターの運営</p> <p>◎ し尿処理施設</p> <p>現施設</p> <p>新施設</p> <p>し尿処理施設の新設</p> <p>新し尿処理施設の運営</p>														
最終処分計画	<p>旧最終処分場の廃止</p> <p>旧最終処分場の跡地利用</p> <p>焼却灰のリサイクル(セメント原料化など)</p> <p>最終処分場の延命化</p>														